

那賀川非出資漁業協同組合

内共第5号及び6号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第5号及び6号第5種共同漁業権(以下「内共第5号及び6号」という。)の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第5号及び6号の内容たる次の表のア欄に掲げる漁業で、イ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア、漁業の名称	イ、漁業の方法	ウ、資格
あ ゆ 漁業	友釣	組合員であること
	餌釣	〃
	トブ釣(石川釣)	〃
あまご 漁業	餌釣	〃
	テンカラ釣	〃
	フライ釣	〃
	ルアー釣	〃
おいかわ漁業	餌釣	〃

(経営の委任の禁止等)

第3条 前条に規定する者が、当該資格にかかる漁業を営む場合は、営業の賃貸又は経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法・規模等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁法の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ営んではならない。ただし、理事は水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若くは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア、魚業	イ、漁法	ウ、規模等	エ、区 域	オ、期 間
あ ゆ 漁 業	友 釣	掛針 2 段以内	岩科川及び支流高野川の区域。 那賀川及び支流明伏川、船田川の区域。	6 月 1 日以後で組合が定め公示する日から 12 月 31 日まで
	餌 釣	針 1 本 魚肉ミンチ禁止		
	トブ釣 (石川釣)	毛針 2 本以内		
あ ま ご 漁 業	餌 釣 テンカラ釣 フライ釣	針 1 本以内	同 上	3 月 1 日以後で組合が定め公示する日から 9 月 30 日まで
	ルアー釣	バーブレスタイプのシングルフック 1 本 ただし、ミノーは同タイプのシングルフック 2 箇所、各 1 本以内		
お い か 漁 業	餌 釣	針 1 本以内	同 上	周 年

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる漁具漁法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中漁業を行ってはならない。

ア、魚種	イ、漁具・漁法	ウ、区 域	エ、期 間
全魚種	総ての漁具・漁法	那賀川…伏倉橋上流端から浜丁橋下流端まで 岩科川…柳原橋上流端から松崎橋下流端まで	10 月 11 日 ～ 11 月 15 日
あまご	同 上	那賀川…平戸橋上流端から下流 岩科川…八木山橋上流端から下流	5 月 1 日～あゆ解禁日前日
おいかわ	同 上	那賀川の吉田前堰堤より上流	5 月 1 日～あゆ解禁日前日
		上記以外の全区域	4 月 16 日～あゆ解禁日前日

3 第 1 項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は漁業の方法統数若しくは規模又は期間を指定して、これを 10 日前までに、公示しなければならない。

(行使の内容となるべき事項の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに当該漁業を行う者、その者にかかる行使区域、行使期間、その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア、魚 種	イ、大きさ (全長)
あ ゆ	7 c m 以下
あ ま ご	1 2 c m 以下
お い か わ	7 c m 以下

(漁業権管理費の負担)

第7条 内共第5号及び6号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第5号及び6号の維持管理に要する経費にあてるため、必要に応じて行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は、総会又は総代会で定めこれを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第8条 内共第5号及び6号の内容となっている漁業を営む組合員が、漁業に関する法令及びこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反した時は、理事は当該者に対して、当該漁業を停止させることができる。

2 内共第5号及び6号の内容となっている漁業を営む組合員が、この規則に違反したときは、組合は当該者に対して、過怠金を課すことができる。

(雑 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は規約で定める。

(附 則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

(附 則)

この規則は令和7年1月1日から施行する。